

平成 29 年 6 月

役員等報酬規程

第 1 条（目的及び意義）

この規程は、社会福祉法人内湯療護園（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員のうち外部委員をいう
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう
- (4) 評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう
- (5) 報酬とは、社会福祉法第 45 条で定める報酬・賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう

第 3 条（報酬の支給）

理事には、職務遂行の対価として、常勤役員である理事長等については月額で、その他の理事については理事会出席等、必要の都度報酬を支給することができる。

2 第 1 項の規定に関わらず、職員を兼務する常勤役員である理事長等については、評議員会の決議により、給与規程に基づく給与を支給し、報酬等を支給しないことができる。

3 監事には、監事に係る職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。

4 評議員には、定款第 8 条に定める年度の総額が 50 万円以内の報酬を支給することができる。

5 評議員選任・解任委員会の外部委員には、委員会の開催の都度、報酬を支給することができる。

6 常勤職員である理事長等及び役員の退職にあたっては、退職手当は支給しないものとする。

第 4 条（報酬の額等）

常勤役員である理事長等の報酬の月額は、報酬月額（別表 1）のうちから、評議員会の決議により定めるものとする。

2 常勤役員である理事長等を除く理事の報酬は、理事会出席の都度、1 人一律 5,000 円を支給する。

3 理事長が非常勤である場合で、法人において業務を遂行した場合、1 日につき 10,000 円の報酬を支給する。

4 評議員の報酬総額は、定款第 8 条に定める年度の総額 50 万円以内とし、各評議員に対する報酬は、評議員会出席の都度、1 人一律 5,000 円を支給する。

5 監事の報酬は、監査 1 日につき 1 人一律 5,000 円を監査終了日に支給する。

6 評議員選任・解任委員会の外部委員には、委員会開催の都度、1 人一律 5,000 円を支給する。

7 第 1 項に定める報酬の支給日は、職員給与規程が規定する給料の支給日の例によるものとする。

第 5 条（報酬の支給方法）

報酬等は、通貨をもって本人に支給または支払いを行う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して

支給する。

第6条（日当の支給）

監事には、出席する理事会・評議員会、その他理事長が出席を要請した会議に出席した場合、出席の都度、1人一律 5,000 円の日当を支給する。

第7条（費用の支給）

常勤役員である理事長等には、その通勤の実態に応じ、職員給与規程に準じて通勤手当を支給することができる。

2 職員を兼務する常勤役員である理事長等には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づく通勤手当を支給し、前項の規定に基づく通勤手当を支給しないことができる。

3 常勤役員である理事長等を除く理事・監事及び評議員には、理事会・評議員会に出席した場合には交通費として1人一律 2,000 円を支給する。

4 評議員選任・解任委員会の外部委員が委員会に出席した場合には、交通費として1人一律 2,000 円を支給する。

5 第3項並びに第4項に規定する役員等がこの法人の用務のために旅行した場合は、旅費を旅費規程に準じて支給することができる。

第8条（改 廃）

この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

第9条（補 則）

この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 6 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

職名	報酬額
常勤理事長	1号 月額 300,000 円の範囲内
	2号 月額 400,000 円の範囲内
	3号 月額 500,000 円の範囲内
常勤理事	1号 月額 200,000 円の範囲内
	2号 月額 300,000 円の範囲内
	3号 月額 400,000 円の範囲内